

現場代理人及び技術者等の適正配置について

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しませんが、所属会社との直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。本市においては、正社員として、入札申込日（指名競争入札にあっては入札執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に3ヶ月以上の雇用関係があることを条件とします。

(2) 現場代理人の常駐義務

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐が義務づけられています（契約約款第10条第2項）。

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者または監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の兼務（常駐義務の緩和）

現場代理人は常駐を要することから、他の工事と重複して現場代理人となることはできませんが、工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合において、一定の要件を満たす場合には例外的に常駐を要しないものとして取り扱うものとします。

この場合、同一の現場代理人を配置できる工事の数は**2件**までとします。

※詳細は、『建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領』を参照ください。

2. 主任技術者及び監理技術者について

(1) 主任技術者等の資格要件

- ① 所属会社との直接的かつ恒常的な雇用関係であること。（現場代理人と同様。）
- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
 - ・主任技術者の場合：建設業法第7条2号イ、ロ、ハのいずれかに該当
 - ・監理技術者の場合：建設業法第15条2号イ、ロ、ハのいずれかに該当
- ③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(2) 主任技術者等の配置について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,000 万円以上、建築一式工事においては 8,000 万円以上）に設置する主任技術者等は、※特別な場合を除き、原則として工事現場ごとに専任で配置する必要があります。

専任を要しない工事の主任技術者等であれば他の工事との兼務も可能ですが、変更により契約金額が 4,000 万円（建築一式工事においては 8,000 万円）以上となる可能性のある工事との兼務については行わないよう留意する必要があります。

※特別な場合（専任の主任技術者の兼務）について

密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合に限り、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

専任の主任技術者が兼務することができる工事の数は、**2 件**とします。

この規定は監理技術者には適用されませんので留意してください。

このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となるときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。

(3) 特例監理技術者の取扱いについて

専任の監理技術者の配置が必要な工事において、以下の全ての要件を満たす場合は、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置すれば、特例監理技術者が工事現場を 2 件まで兼務することができます。

- ① 低入札価格調査を経て契約締結した、または締結しようとする工事でないこと。
- ② 兼務する工事が、いずれも坂出市が発注した工事であり、兼務する工事現場が、いずれも坂出市内であること。
- ③ 特例監理技術者は主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- ④ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑤ 監理技術者補佐は所属会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ⑥ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること。
- ⑦ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑧ その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事でないこと。

※ 専任とは

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません。

したがって、専任の監理技術者等は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する（例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等）とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者の了解を得ていることを前提として、差し支えありません。

3. 現場代理人及び監理技術者等の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証するもの

現場代理人等については、工事を請け負った建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」が必要です。

ここで言う「直接的な雇用関係」とは、現場代理人等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係があるとはいえません。

また、「恒常的な雇用関係」とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

については、現場代理人等について、所属する会社と直接かつ恒常的な雇用関係を証するため、次のいずれかの書類の写しを「現場代理人及び主任技術者届」等の届出と同時に提出し確認を受けてください。

- ① 監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属会社名が記載されていること。
- ② 健康保険被保険者証の写し ※市区町村の国民健康保険被者証は不可。

- ③ 健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ④ 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し
- ⑤ 源泉徴収簿の写し
- ※ 上記以外の書類は、「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」として認めません。
- ※ 上記の書類の提出が出来ない場合（社会保険等の適用がない個人事業主等の場合）で、かつ上記以外の資料等（公的機関の発行した書類に限る。）により「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できる場合は、例外的に「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」として認めることがあります。
- ※ 上記の書類の提出が出来ない場合（社会保険等の適用がない個人事業主等の場合）で、かつ代表者に限り、上記書類提出の省略を認めます。（入札参加資格審査申請書により確認する。）

【注意事項】

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることが必要であることから、日々雇用や雇用期間を限定した雇用（農閑期のみ、一つの工事の期間のみの短期雇用）は、恒常的な雇用関係にあるとはいえません。そのため、勤務日数が少ない場合は恒常的な雇用関係として認めない場合があります。
- ② また、最低賃金以下である、主たる給与が別にある等により著しく賃金等が低い場合についても恒常的な雇用関係として認めない場合があります。
- ③ いずれの場合においても、受注者が自ら雇用関係を証明する必要があるため、審査担当者として疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提示を求めることができます。

(2) 監理技術者等の資格を証明するもの

- ① 監理技術者
 - ・ 監理技術者資格者証（表・裏）の写し
 - ※ 監理技術者講習終了履歴が確認できること。
- ② 主任技術者
 - 次のいずれかの資料を提出してください。
 - ・ 資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者の場合）
 - ・ 実務経験証明書（実務経験による技術者の場合）

4. 注意事項

市では、落札者から提出された「現場代理人及び主任技術者届」等を元に、他の工事

との重複等を確認し、現場代理人及び配置予定技術者が工事現場に適正に配置できるかを確認します。

確認の結果、工事現場へ適正に現場代理人等を配置できないことが判明したときには、契約を締結しないこととなります。

そのため、**入札前に工事現場に適正に現場代理人等を配置できる見込みがないことが判明したときには、入札を辞退する等の措置**をとってください。落札したにも関わらず、**現場代理人等が適正に配置できないため契約が締結できない場合には、指名停止等の措置**が行われる場合があります。

また、現場代理人等の兼務を認められた場合であっても、工事施工に際し、工期遅延、作業事故、苦情等が発生し、その原因が施工管理体制の不備と市が判断した場合には、市は兼務配置の解除を命じることができることとし、受注者は別の現場代理人等を速やかに配置することとします。

契約締結後、各種書類への虚偽記載や、現場代理人等の配置義務違反等が判明した場合は、契約解除し、違約金の徴収及び指名停止の措置を行うことがあります。